

資料 1	第 11 回総会（令和 6 年 4 月 24 日）
	北海道地方年金記録訂正審議会

議題 1 会長の選任について

○地方年金記録訂正審議会規則

（平成 27 年 4 月 10 日厚生労働省令第 83 号）－抄－

（会長）

第 5 条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 （略）